後期高齢者医療制度のお知らせ

◆高額介護合算療養費について

後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯にある加入者全員の１年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額合計が表の基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

【１年分の自己負担額の計算期間＝令和５年８月１日～令和６年７月31日】

負担割合	区分			自己負担額基準額
３割	現役Ⅲ		住民税の課税所得690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	212万円
	現役Ⅱ		住民税の課税所得380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	141万円
	現役Ⅰ		住民税の課税所得145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	67万円
２割	一般Ⅱ		住民税課税世帯で同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者の方がいる場合に、「年金収入＋年金以外の合計所得金額」が ●被保険者が１人の世帯　→200万円以上 ●被保険者が２人以上の世帯→320万円以上　の方	56万円
１割	一般Ⅰ		住民税課税世帯で一般Ⅱ（２割）に該当しない方	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	区分Ⅰに該当しない方	31万円
		区分Ⅰ	世帯全員の所得が０円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除）または老齢福祉年金を受給している方	19万円

※後期高齢者医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある場合のみ対象となります。
※自己負担基準額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

◆申請手続きについて

令和５年８月１日から令和６年７月31日までの期間について支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合より３月から４月までに申請の案内がありますので、保険医療課窓口へ申請してください。

問合先　北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601
保険医療課 Tel.28-8018

バス車両のラッピングデザインを投票で決定します

バス路線「滝川市内線」で使用する、新規バス車両のラッピングデザインを投票により決定します。滝川西高等学校美術部に作成していただいたデザイン案の中から１つ選んで投票してください。投票数が多いデザイン案がバス車両のデザインとなります。

投票期間　２月３日㈪～２月28日㈮
投票方法　・WEBからの投票
・市役所１階市民ロビーに設置している投票用紙による投票
投票資格　次のいずれかにあてはまる方
・市内に在住または在勤または在学している方
・滝川市内線を利用している方
注意事項　投票は一人一回のみ
※詳細は右記二次元コードからご覧ください。
※結果については、集計が終わりしだい市公式ホームページで発表します。

市公式
ホームページ

滝川市地域公共交通
マスコットキャラクター
ルンルー

問合先　企画課　Tel.28-8004